

念には念を

(企業人編)

*A という業界のある企業に所属していても、
ある程度のスキルが備わったと自覚した時点で、

(重要1) A という業界では他の企業でも自分の持つスキルが通用するのか？

(重要2) A という業界で働いていくには

*A というスキル

*A という資格

転職を考えていない方でも、上記重要2項目の確認は、
自分の人生の大事な確認 となるため、必ず行った方が良い

具体的には・・・

休日又は就業時間外に A という業界の他の企業との面接を設定実施しておく

(腹に一物ある方には)

上記確認作業を行った上で(内定を取得出来たなら尚良し)

所属する企業の自分しか出来ない作業により、

自分が抜けた後の

通常に稼働するまでの工数と期間 を企図して

「退職届」を提出するパターンもある

ムダ話をしているのであれば

一貫したものあり

ちなみにカバー表紙は毎朝のベッド直し・・・毎日の光景

「戸籍の附票」の意味するものは・・・

見 本		全部事項証明
① 除 籍		
本籍 氏名	東京都新宿区西新宿△△ リーガル 太郎	②筆頭者
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成20年1月1日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条1項による改製	
戸籍に記録されている者 ③ 除 籍	【名】太郎 【生年月日】昭和50年1月1日【配偶者区分】夫 【父】リーガル多呂彦 【母】リーガルフエ子 【続柄】長男	
身分事項 出 生 婚 姻 死 亡	【出生日】昭和50年1月1日 【出生地】東京都世田谷区 【届出日】昭和50年1月5日 【届出人】父 【婚姻日】平成15年1月1日 【配偶者氏名】リーガル 法美 【従前戸籍】神奈川県横浜市西区北幸×× 【死亡日】令和3年2月2日 【死亡時分】午前0時0分 【死亡地】東京都新宿区	
戸籍に記録されている者 ③ 除 籍	【名】法美 【生年月日】昭和50年3月3日【配偶者区分】妻 【父】フェイス法太郎 【母】フェイス法子 【続柄】長女	
身分事項 出 生 婚 姻 死 亡	【出生日】昭和50年3月3日 【出生地】神奈川県横浜市西区北幸 【届出日】昭和50年3月7日 【届出人】父 【婚姻日】平成15年1月1日 【配偶者氏名】リーガル太郎 【従前戸籍】神奈川県横浜市西区北幸××フェイス法太郎 【死亡日】令和3年4月1日 【死亡時分】午前0時0分 【死亡地】東京都新宿区	

発行番号 000000000000-00000000000-00000

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年 5月15日

東京都〇〇区長 ○〇〇〇

電子
公印